

第1問 制限行為能力制度（平成17年第24問）

制限行為能力制度に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 自然人ばかりでなく法人も、成年後見人になることができるが、株式会社等の営利法人は、成年後見人になることはできない。
- イ 制限行為能力を理由に法律行為が取り消された場合に、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
- ウ 本人以外の者の請求によって保佐開始の審判をするためには、本人の同意が必要である。
- エ 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について、本人、配偶者、4親等内の親族は、補助開始の審判を請求することはできるが、後見人や保佐人は、これをするにはできない。
- オ 補助人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、さらに補助人を選任することができる。

1 一つ 2 二つ 3 三つ 4 四つ 5 五つ

解答と解説：第1問（17-24） 正解2

ア 誤 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない（843Ⅳ）。この規定は、法人が成年後見人になることができることを前提としており、また、法人の要件を特に定めた規定もないので、株式会社等の営利法人も、成年後見人になることができる。なお、未成年者、保佐人、補助人についても同様である（840Ⅲ、876の2Ⅱ、876の7Ⅱ）。

◆関連ページ：WIN インプット民Ⅰ p.15、集中 vol.1 p.

※ 暫定的に WIN のページ番号をお示しします。集中合格講座のページ番号は、後日、まとめてお示しする予定です。恐れ入りますが、何卒ご了承下さい。

イ 正 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。しかし、制限行為能力者保護の観点から、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度においてのみ、返還の義務を負うとしている（121）。

◆関連ページ：WIN インプット民Ⅰ p.27～29、87～89、集中 vol.1 p.

ウ 誤 本人以外の者の請求によって保佐開始の審判をするためには、本人の同意は不要である。これに対して、本人以外の者の請求によって補助開始の審判をする場合には、本人の同意が必要である（15Ⅱ）。

◆関連ページ：WIN インプット民Ⅰ p.17、20、集中 vol.1 p.

エ 誤 後見人や保佐人も、補助開始の審判の請求をすることができる（15Ⅰ）。

◆関連ページ：WIN インプット民Ⅰ p.20、集中 vol.1 p.

オ 正 補助人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、さらに補助人を選任することができる（876の7Ⅱ、843Ⅲ）。なお、後見人、保佐人についても同様である（876の2Ⅱ、843Ⅲ）。

◆関連ページ：集中 vol.1 p.

以上のとおり、正しいものはイ・オの2つであることから、正解は2となる。

第2問 制限行為能力者（平成18年第27問）

制限行為能力者と取引をした相手方の保護に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 制限行為能力者が自己の行為を取り消したときには、相手方は受け取っていた物を返還しなければならないが、相手方は、制限行為能力を理由とする取消しであることを理由に、現に利益を受けている限度で返還をすれば足りる。
- 2 制限行為能力者が未成年者の場合、相手方は、未成年者本人に対して、1か月以上の期間を定めてその行為を追認するかどうかを催告することができ、その期間内に確答がなければその行為を追認したものとみなされる。
- 3 制限行為能力者が成年被後見人であり、相手方が成年被後見人に日用品を売却した場合であっても、成年被後見人は制限行為能力を理由として自己の行為を取り消すことができる。
- 4 制限行為能力者が被保佐人であり、保佐人の同意を得なければならない行為を被保佐人が保佐人の同意またはそれに代わる家庭裁判所の許可を得ずにした場合において、被保佐人が相手方に対して行為能力者であると信じさせるために詐術を用いたときには、制限行為能力を理由としてこの行為を取り消すことはできない。
- 5 制限行為能力者が被補助人であり、補助人の同意を得なければならない行為を被補助人が補助人の同意を得てした場合であっても、相手方は、制限行為能力を理由として補助人の行為を取り消すことができる。

解答と解説：第2問（18-27） 正解4

- 1 誤 制限行為能力者による取消しの場合には、制限行為能力者保護の観点から、不当利得の返還範囲については、「現に利益を受けている限度」で返還すれば足りる。（121 但）。しかし、相手方については、121 条但書の適用はなく、原則通り不当利得に基づく返還をしなければならない（703、704）。主体の違いに注意しよう。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 27～29、87～89、集中 vol. 1 p.

- 2 誤 未成年者、成年被後見人であるうちは意思表示の受領能力がないので（98 条の 2 参照）、催告自体の効果が発生しない。20 条 1 項は、制限行為能力者が行為能力者になった後の規定である。時期の違いに注意しよう。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 24～25、59、集中 vol. 1 p.

- 3 誤 成年被後見人が行った行為は、原則として取り消すことができる（9 本）。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、本人の自己決定権尊重の観点から、例外的に取り消すことができない（同但）。例外に注意しよう。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 14～15、集中 vol. 1 p.

- 4 正 制限行為能力者が、行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、制限能力者保護の必要性がなく、その行為を取り消すことができなくなる（21）。なお、単に制限行為能力者であることを黙秘していた場合には、詐術には当たらない（最判昭 44. 2. 13）。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 26～27、集中 vol. 1 p.

- 5 誤 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる（17IV）。しかし、同意又はこれに代わる許可を得てした行為は、取消しの対象とはならない。また、同意を得ないでした場合であっても、取り消すことができるのは被補助人側であり（120 I）、相手方ではない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 22、27～28、88、集中 vol. 1 p.

第3問 権利能力・意思能力・行為能力（平成24年第27問）

権利能力、制限行為能力および意思能力に関する次の記述のうち、民法および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 胎児に対する不法行為に基づく当該胎児の損害賠償請求権については、胎児は既に生まれたものとみなされるので、胎児の母は、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることができる。
- 2 失踪の宣告を受けた者は、死亡したものとみなされ、権利能力を喪失するため、生存することの証明がなされ失踪の宣告が取り消された場合でも、失踪の宣告後その取消し前になされた行為はすべて効力を生じない。
- 3 成年後見人は、正当な事由があるときは、成年被後見人の許諾を得て、その任務を辞することができるが、正当な事由がないときでも、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。
- 4 成年被後見人の法律行為について、成年後見人は、これを取り消し、または追認することができるが、成年被後見人は、事理弁識能力を欠く常況にあるため、後見開始の審判が取り消されない限り、これを取り消し、または追認することはできない。
- 5 後見開始の審判を受ける前の法律行為については、制限行為能力を理由として当該法律行為を取り消すことはできないが、その者が当該法律行為の時に意思能力を有しないときは、意思能力の不存在を立証して当該法律行為の無効を主張することができる。

- 1 妥当でない 胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす（721）。もっとも、判例によれば、胎児中の権利能力については、出生した段階で遡って権利能力を取得するものとされている（阪神電鉄事件；大判昭7.10.6）。よって、胎児の母が胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることはできないので、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 3～6、集中 vol. 1 p.

- 2 妥当でない 失踪宣告制度は、失踪者の従来¹の住所又は居所を中心とする法律関係を確定させるために死亡したものと扱うものであり、その者が権利能力を喪失するものではない。よって、失踪宣告後も、失踪者は有効に法律行為をすることをし得る。また、失踪宣告後その取消し前に善意の者がした行為の効力は、失踪宣告が取り消された場合でも影響を受けない（32 I）。したがって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 30～33、集中 vol. 1 p.

- 3 妥当でない 成年後見人は、正当な事由があるときは、「成年被後見人の許諾」ではなく、「家庭裁判所の許可」を得て、その任務を辞することができる（844）。また、正当な事由がないときには、その任務を辞することはできない。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：集中 vol. 1 p.

- 4 妥当でない 成年被後見人の法律行為について、成年後見人は法定代理人なので、これを取り消し、又は追認することができる（120 I、122）。一方、成年被後見人は、後見開始の審判が取り消されない限り追認することはできないが（124 II）、成年被後見人自身がこれを取り消すことはできる（120 I）。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 27～28、88～90、集中 vol. 1 p.

- 5 妥当である 後見開始の審判を受ける前の法律行為については、制限行為能力を理由として当該法律行為を取り消すことはできない。しかし、民法は意思主義を採用しており、その者が当該法律行為の時に意思能力を有しないときは、当該法律行為は無効である（大判明38.5.11）。よって、この場合には、意思能力の不存在を立証して当該法律行為の無効を主張することができるので、本肢は妥当である。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 9、集中 vol. 1 p.

第4問 制限行為能力・意思表示（平成26年第28問）

Aが自己所有の甲土地をBに売却する旨の契約（以下、「本件売買契約」という。）が締結された。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

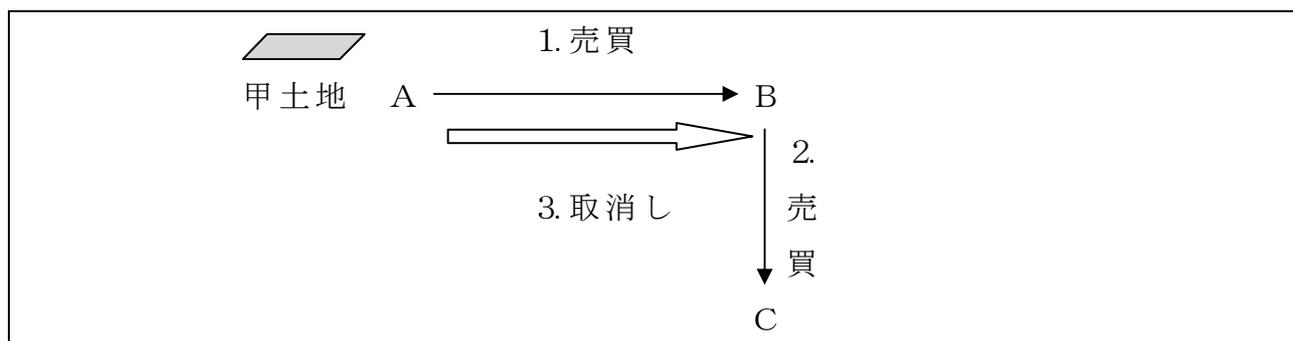
- 1 AはBの強迫によって本件売買契約を締結したが、その後もBに対する畏怖の状態が続いたので取消し意思表示をしないまま10年が経過した。このような場合であっても、AはBの強迫を理由として本件売買契約を取り消すことができる。
- 2 AがBの詐欺を理由として本件売買契約を取り消したが、甲土地はすでにCに転売されていた。この場合において、CがAに対して甲土地の所有権の取得を主張するためには、Cは、Bの詐欺につき知らず、かつ知らなかったことにつき過失がなく、また、対抗要件を備えていなければならない。
- 3 AがDの強迫によって本件売買契約を締結した場合、この事実をBが知らず、かつ知らなかったことにつき過失がなかったときは、AはDの強迫を理由として本件売買契約を取り消すことができない。
- 4 AがEの詐欺によって本件売買契約を締結した場合、この事実をBが知っていたとき、または知らなかったことにつき過失があったときは、AはEの詐欺を理由として本件売買契約を取り消すことができる。
- 5 Aは未成年者であったが、その旨をBに告げずに本件売買契約を締結した場合、制限行為能力者であることの黙秘は詐術にあたるため、Aは未成年者であることを理由として本件売買契約を取り消すことはできない。

- 1 妥当である 取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅し、行為の時から20年を経過したときも同様である（126）。そして、追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない（124 I）。本肢の場合、まず、行為の時から「10年を経過」なので、行為の時から20年を経過していない。そして、「畏怖の状態が続いた」のであるから、「追認をすることができる時」にもなっていない。よって、本肢は妥当である。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 90～91、集中 vol. 1 p.

- 2 妥当でない 詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない（96 III）。そして、判例によれば、その善意の第三者の範囲について、「所有権その他の物権の転得者で、かつ、これにつき対抗要件を備えた者に限定しなければならない理由は、見出し難い」とされている（最判昭 49. 9. 26）。よって、本肢は「対抗要件を備えていなければならない」としている点で妥当でない。なお、第三者要件として無過失性が必要かという点については、最高裁判所が直接判断した判例はなく、定説はない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 57～58、集中 vol. 1 p.



- 3 妥当でない 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺(あえて強迫は記載されていない)を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる(96Ⅱ)。この96条2項の反対解釈により、相手方に対する意思表示について第三者が強迫を行った場合においては、相手方の主観的態様にかかわらず、取り消すことができる。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 57、59、集中 vol. 1 p.

- 4 妥当でない 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる(96Ⅱ)。本肢のように、相手方が知らなかったことにつき過失があった場合まで、取り消すことができる訳ではない。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 57、集中 vol. 1 p. 112

- 5 妥当でない 判例によれば、無能力者(現在の制限行為能力者のこと)であることを黙秘することは、無能力者の他の言動などと相まって、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときには、「詐術」に当たるが、黙秘することのみでは詐術にあたらないとされている(最判昭 44. 2. 13)。本肢のように、単なる黙秘では「詐術」(21)には当たらない。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 26～27、集中 vol. 1 p.

第5問 住所（平成18年第28問）

民法上の住所に関する次のア～オの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 住所が知れない場合において、居所を住所とみなすことはできない。
- イ 日本に住所を有しない外国人は、日本における居所をその者の住所とみなすことはできない。
- ウ ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。
- エ 住所が複数ある場合には、本籍地を住所とみなす。
- オ 住民票に記載されている住所と本籍地が異なる場合には、住民票に記載されている住所を民法上の住所とみなす。

1 一つ 2 二つ 3 三つ 4 四つ 5 五つ

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 30、集中 vol. 1 p.

ア 誤 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす（23Ⅰ）。

イ 誤 日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本に住所を有しない者は、日本における居所がその者の住所とみなされる（23Ⅱ）。

ウ 正 ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす（24）。

エ 誤 本肢のような規定は存在しない。各人の生活の本拠をその者の住所とする（22）。そして、生活の本拠は、諸般の客観的事実を総合して判断する。

オ 誤 本肢のような規定は存在しない。肢エ参照。

以上のとおり、正しいものはウの1つであることから、正解は1となる。

第6問 失踪宣告（平成22年第35問）

Aは、海外出張に出かけたが、帰国予定の日に帰国しないまま長期間が経過した。その間、家族としては関係者および関係機関に問い合わせ、可能な限りの捜索をしたが、生死不明のまま出張から10年以上が経過した。そこで、Aについて、Aの妻Bの請求に基づき家庭裁判所によって失踪宣告がなされた。Aの相続人としては、妻Bおよび子Cの2人がいる場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア BがAの出張前にAから誕生日に宝石をプレゼントされていたときは、Aの相続開始とされる時においてAが有していた財産の価額に、その宝石の価額を加えたものを相続財産とみなし、Bの相続分の中からその宝石の価額を控除した残額をもってBの相続分とする。

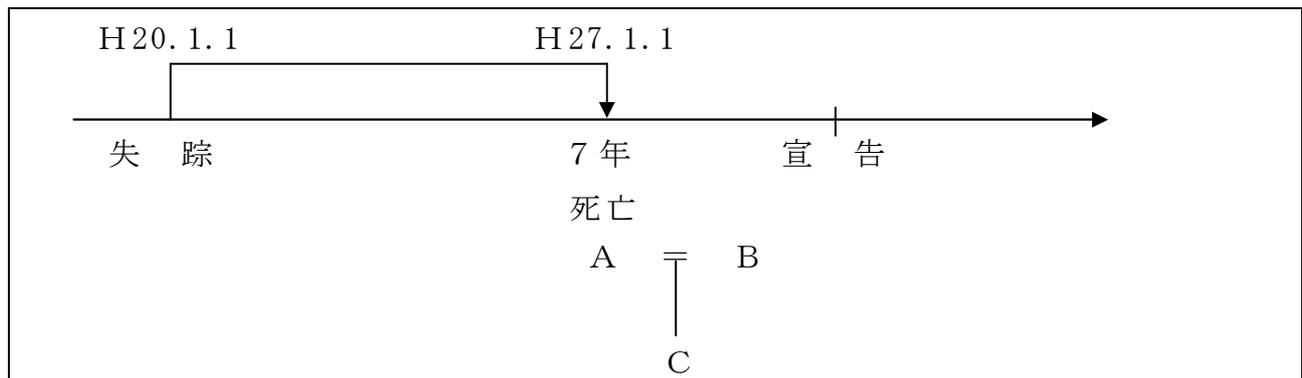
イ Aの相続についての限定承認は、BとCが共同してのみ家庭裁判所に申述することができる。

ウ Aの遺言が存在した場合に、その遺言の効力は、Aの生死が不明になった時から7年の期間が満了した時からその効力を生ずる。

エ CがAの失踪宣告前にAの無権代理人としてA所有の土地および建物をDに売却した場合に、BがCと共同して追認をしないときでも、当該無権代理行為は有効となる。

オ Aについて失踪宣告がなされた後にBはD男と婚姻したが、その後、失踪宣告が取り消された場合に、A・B間の婚姻とB・D間の婚姻は、戸籍の上では共に存在することになるが、両者の婚姻は、当然には無効とならず、共に重婚を理由として取り消し得るにすぎない。

- 1 ア・イ 2 ア・オ 3 イ・ウ 4 ウ・エ 5 エ・オ



ア 妥当でない 共同相続人中に被相続人から遺贈を受け、又は婚姻や養子縁組のためもしくは生計の資本として贈与を受けた者（つまり、特別受益者）がある場合、相続開始時の財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分等の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をその者の相続分とする（903 I）。しかし、誕生日にプレゼントされた宝石は、通常、上記の贈与には当たらない。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：集中 vol. 1 p.

イ 妥当である 相続人が数人あるときは、限定承認は共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる（923）。よって、BとCが共同してのみ家庭裁判所に申述することができるので、本肢は妥当である。

◆関連ページ：集中 vol. 1 p.

ウ 妥当である 失踪の宣告を受けた者は生死不明の7年間の期間が満了した時に死亡したものとみなされ（31）、遺言は遺言者の死亡の時からその効力を生じる（985 I）。よって、Aの遺言はその生死が不明になった時から7年の期間が満了した時から効力が生じるので、本肢は妥当である。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 30～31、集中 vol. 1 p.

エ 妥当でない 判例によれば、本人が追認又は追認拒絶をしないまま死亡し、無権代理人が本人を共同相続した場合には、他の共同相続人全員の追認がない限り、無権代理行為は、無権代理人の相続分に相当する部分においても、当然に有効となるものではないとされている（最判平 5.1.21）。よって、BがCと共同して追認をしなければ当該無権代理行為は有効とならないので、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WINインプット民 I p. 76～77、集中 vol. 1 p.

オ 妥当でない 失踪宣告の取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない（32 I 後）。通説によれば、失踪宣告後、残存配偶者が再婚していた場合、再婚当事者の双方が善意の時は、前婚は復活せず、後婚だけが存続するとされるが、その一方でも悪意の時は、前婚が復活して重婚状態が生じるため離婚原因となり、後婚については取消原因となるに過ぎないとされている。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WINインプット民 I p. 30～33、集中 vol. 1 p.

以上のとおり、妥当なものはイ・ウであることから、正解は3となる。

第7問 意思表示（平成14年第27問）

意思表示に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 使者が本人の意思を第三者に表示する場合、その意思表示に錯誤があったか否かは、使者を基準に判断する。
- 2 詐欺および強迫による意思表示は、心裡留保、虚偽表示および錯誤と同様に、表示に対応する内心的効果意思の欠缺する意思表示である。
- 3 動機の錯誤は、表示意思と表示との不一致を表意者が知らない場合である。
- 4 本人が強迫を受けて代理権を授与した場合には、代理人が強迫を受けていないときでも、本人は代理権授与行為を取り消すことができる。
- 5 心裡留保は、表意者が内心的効果意思と表示とが一致しないことを知っている場合であるが、錯誤と虚偽表示はその不一致を知らない場合である。

- 1 妥当でない 使用者が本人の意思を相手方に対して表示する場合、その意思表示の瑕疵等の有無は、使用者ではなく、本人を基準にする。よって、本肢の場合、その意思表示に錯誤があったか否かは、使用者を基準にするので、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 62、集中 vol. 1 p.

- 2 妥当でない 心裡留保（93）、虚偽表示（94）及び錯誤（95）は、表示に対応する内心的効果意思の欠缺する意思表示である。これに対し、詐欺及び強迫による意思表示（96）は、表示に対応する内心的効果意思はあるが、その意思の形成過程に瑕疵がある意思表示である。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 46～59、集中 vol. 1 p.

- 3 妥当でない 表示意思と表示との不一致を表意者が知らない場合は表示の錯誤である（95）。これに対し、動機の錯誤とは、意思を形成する過程としての動機（つまり、意思表示の内容ではない）に錯誤があることをいい、表示意思と表示とは一致している。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 54～56、集中 vol. 1 p.

- 4 妥当である 本人が強迫を受けて代理権を授与した場合、代理権授与行為そのものに瑕疵があり、代理権授与行為自体に意思表示の規定が適用されることに争いはないので、本人は代理権授与行為を取り消すことができる（96 I）。よって、本肢は妥当である。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 59、集中 vol. 1 p.

- 5 妥当でない 心裡留保（93）と虚偽表示（94）は、表意者が内心的効果意思と表示とが一致しないことを知っている場合であるが、錯誤（95）は、その不一致を知らない場合である。よって、本肢では、虚偽表示に関する記載が妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 46～56、集中 vol. 1 p.

第8問 虚偽表示（平成20年第27問）

Aが自己の所有する甲土地をBと通謀してBに売却（仮装売買）した場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

ア Bが甲土地をAに無断でCに転売した場合に、善意のCは、A・B間の売買の無効を主張して、B・C間の売買を解消することができる。

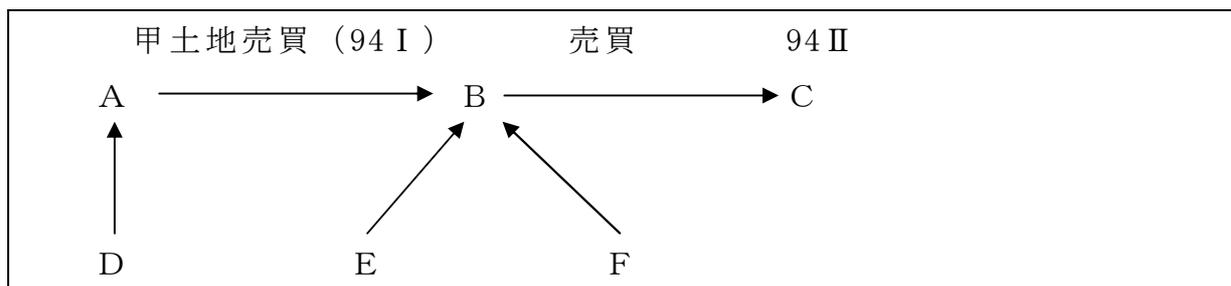
イ Bが甲土地をAに無断でCに転売した場合に、善意のCに対して、AはA・B間の売買の無効を対抗することはできないが、Bはこれを対抗することができる。

ウ Aの一般債権者Dは、A・B間の売買の無効を主張して、Bに対して、甲土地のAへの返還を請求することができる。

エ Bが甲土地につきAに無断でEのために抵当権を設定した場合に、Aは、善意のEに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができない。

オ Bの一般債権者FがA・B間の仮装売買について善意のときは、Aは、Fに対して、Fの甲土地に対する差押えの前であっても、A・B間の売買の無効を対抗することができない。

- 1 ア・イ 2 ア・ウ 3 ア・オ 4 イ・エ 5 イ・オ



ア 妥当である 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効となるが（94 I）、この意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない（同 II）。同条項の趣旨は善意者保護にあり、善意の第三者 C からの無効の主張を禁止するものではない。主体の違いに注意しよう。そして、C が無効を主張すれば、B は C に対して「A の」所有物を売ったことになるから、B C 間の売買は他人物売買となり、C は B との売買契約を解除することができる（561）。よって、本肢は妥当である。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 49～51、集中 vol. 1 p.

イ 妥当でない 虚偽表示の表意者 A 及びその相手方である B は、虚偽の意思表示の当事者であるので、善意の第三者である C に対して虚偽表示が無効であることを対抗することができない（94 II）。よって、本肢は妥当でない。主体の違いに注意しよう。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 49～51、集中 vol. 1 p.

ウ 妥当である 肢アで述べた通り、虚偽の意思表示は無効であり（94 I）、この無効の主張は、原則として誰からでも主張することができる。そして、一般債権者 D は、債権者代位権（423）の要件を満たせば、A に代位して、B に対し、甲土地の A への返還を請求することができる。よって、本肢は妥当である。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 49、集中 vol. 1 p.

エ 妥当である 94 条 2 項の「第三者」とは、判例によれば、「虚偽の意思表示の当事者又はその一般承継人以外の者であって、その表示の目的につき法律上利害関係を有するに至った者」とされている（最判昭 42.6.29、最判昭 45.7.24 等）。そして、判例によれば、仮装譲受人の不動産の上に抵当権の設定を受けた者は、「法律上利害関係を有するに至った者」に当たるので、94 条 2 項の「第三者」に当たるとされている（大判大 4.12.17）。よって、本肢は妥当である。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p.49～51、集中 vol. 1 p.

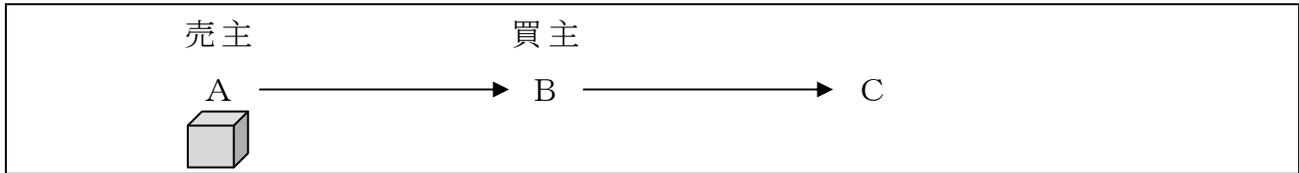
オ 妥当でない 94 条 2 項の「第三者」の意義は肢エで述べた通りであるところ、判例によれば、差押えをした債権者は 94 条 2 項の「第三者」に含まれるとされているが（最判昭 48.6.28）、差押え前の一般債権者（特に当該目的物に対して利害関係を持たない立場）は 94 条 2 項の「第三者」に含まれないとされている。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p.49～51、集中 vol. 1 p.

以上のとおり、妥当でないものの組合せはイ・オであることから、正解は 5 となる。

AがBに対してA所有の動産を譲渡する旨の意思表示をした場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Aが、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある場合、Aは当然に成年被後見人であるから、制限行為能力者であることを理由として当該意思表示に基づく譲渡契約を取り消すことができる。
- 2 Aが、被保佐人であり、当該意思表示に基づく譲渡契約の締結につき保佐人の同意を得ていない場合、Aおよび保佐人は常に譲渡契約を取り消すことができる。
- 3 この動産が骨董品であり、Aが、鑑定人の故意に行った虚偽の鑑定結果に騙された結果、Bに対して時価よりも相当程度安価で当該動産を譲渡するという意思表示をした場合、Bがこの事情を知っているか否かにかかわらず、Aは当該意思表示を取り消すことができない。
- 4 Aが、高額な動産を妻に内緒で購入したことをとがめられたため、その場を取り繕うために、その場にたまたま居合わせたBを引き合いに出し、世話になっているBに贈与するつもりで購入したものだと言って、贈与するつもりがないのに「差し上げます」と引き渡した場合、当該意思表示は原則として有効である。
- 5 Aが、差押えを免れるためにBと謀って動産をBに譲渡したことにしていたところ、Bが事情を知らないCに売却した場合、Cに過失があるときには、Aは、Cに対してA・B間の譲渡契約の無効を主張できる。



- 1 妥当でない 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であっても、後見開始の審判を受けていなければ、成年被後見人とはならない（8）。よって、Aは後見開始の審判を受けていなければ成年被後見人とはならないので、制限行為能力者であることを理由として取り消すことはできない。したがって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 14～15、集中 vol. 1 p.

- 2 妥当でない 被保佐人が13条1項各号に掲げる行為や、保佐人の同意を得なければならない旨の審判を受けた行為をするときは、その保佐人の同意を得なければならず（13 I 各号・II）、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる（同IV）。よって、A及び保佐人は「常に」取り消しができる訳ではなく、限定されている。したがって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 17～19、集中 vol. 1 p.

- 3 妥当でない 第三者が詐欺を行った場合は、相手方が悪意である場合にのみ取り消すことができる（96 II）。よって、Bが事情を知っている（つまり、悪意の）場合には、Aは当該意思表示を取り消すことができる。したがって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 57、集中 vol. 1 p.

- 4 妥当である 意思表示は、表意者がその真意でないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない（93本）。つまり、心裡留保は原則として有効である。なお、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は無効となる（同但）。よって、本肢は妥当である。

◆関連ページ：WIN インプット民 I p. 47、集中 vol. 1 p.

- 5 妥当でない 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効となるが(94Ⅰ)、善意の第三者に対しては、虚偽表示が無効であることを対抗することができない(94Ⅱ)。そして、判例によれば、「善意」の「第三者」は無過失であることを要しないとされている(大判昭12.8.10)。よって、本肢は妥当でない。

◆関連ページ：WIN インプット民Ⅰ p.49、集中 vol. 1 p.